

金融機関の証券業務に関する命令（平成十年 総理府
大蔵省 令第三十五号）

改 正 後	改 正 前
金融機関の証券業務に関する命令 （趣旨） 第一条 この命令は、金融機関が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十号。以下「法」という。）第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可を受けようとする場合における手続及びその証券業務に関する禁止行為について定めるほか、当該証券業務に関する届出、報告等につき必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条 この命令において「金融機関」とは、銀行、信託会社又は証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の九に掲げる金融機関をいう。 2 この命令において「証券業務」とは、法第六十五条の二第一項の登録に係る業務及び同条第三項の認可に係る業務をいう。 3 この命令において「登録金融機関」とは、法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。 （訳文の添付） 第三条 金融機関が、法、令又はこの命令の規定により金融監督庁長官、	銀行等の証券業務に関する省令 （趣旨） 第一条 この省令は、銀行等が、証券業務の認可を受けようとする場合における認可申請の手続及び当該証券業務に関する禁止行為について定めるほか、当該証券業務に関する届出、報告等につき必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条 この省令において「銀行等」とは、銀行、信託会社又は証券取引法施行令（以下「令」という。）第一条の二第一号から第三号までに掲げる金融機関をいう。 2 この省令において「認可」とは、証券取引法（以下「法」という。）第六十五条の二第一項の認可をいう。 3 この省令において「証券業務」とは、認可に係る業務をいう。 （認可申請の手続） 第三条 銀行等で認可を受けようとする者は、認可申請書及びその添付書類の正本一通並びにその写し一通を金融監督庁長官に提出しなければならない。

財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融監督庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

（令第十七条の三の二第一号に規定する有価証券）

第四条 令第十七条の三の二第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める有価証券は次に掲げる有価証券とする。

- 一 法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券のうち、令第十七条の二第二項第一号イからロまでのいずれにも該当しない有価証券
- 二 社債券であつて、前号に規定する有価証券、株券（端株券及び法第二条第一項第五号の二に規定する優先出資証券を含む。）、新株引受権証書（令第一条に規定する優先出資引受権証書を含む。）、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券により償還することができる旨の特約が付されているもの（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したこれらの有価証券により償還することができる旨の特約が付されているものに限る。）

（登録の申請）

第五条 法第六十五条の二第一項の登録を受けようとする金融機関は、別紙様式第一号により作成した法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し一通及び法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項の規定による添付書類一部を添付して、当該金融機関の本店（銀行法（昭和五十六年法律第七十二号）第四十七条第一項に規定する外国銀行にあつては、同条第二項に規定する外国銀行支店とする。以下同じ。）の所

2 前項の認可申請書及びその添付書類の提出先は、銀行等（協同組織金

融機関等（令第四十条第一項第一号に規定する協同組織金融機関等をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及び令第四十条第四項の規定により金融監督庁長官が指定した協同組織金融機関等（以下この項において「本庁認可金融機関」という。）については金融監督庁長官、本庁認可金融機関以外の銀行等にあつては、当該銀行等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（第六条の二の三において「管轄財務局長等」という。）とする。ただし、本庁認可金融機関以外の銀行等にあつては当該銀行等の本店又は主たる事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長（以下「管轄財務事務所長等」という。）を経由するものとする。

（認可申請書の記載事項）

第四条 銀行等に係る令第十七条の三第一項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、代表権を有する役員の氏名とする。

（業務内容方法書の記載事項）

第五条 銀行等に係る令第十七条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち取り扱うものに係る種類、同項第四号に掲げる有価証券のうち私募の取扱いを行うものに係る種類及び同項第五号に掲げる取引のうち営業として行うものに係る種類

- 二 証券業務を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

（登録申請書のその他記載事項）

第六条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第一項第六号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、加入しようとする証券業協会の名称とする。

（登録申請書の添付書類）

第七条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 証券業務に係る業務の内容及び方法
- 二 証券業務に係る損失の危険の管理方法
- 三 証券業務に係る業務分掌の方法

四 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条の規定に基づき、かつ、第二十八条において準用し同条の規定により読み替えて適用する証券会社の分別保管に関する命令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十六号）の規定に基づく分別保管の方法

五 証券業務に係る帳簿の様式（第四十六条第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する帳簿をいう。）

第八条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、法第六十五条の二第十項に規定する持株会社（以下「持株会社」という。）の状況として、次に掲げるものとする。

三 証券業務に関する組織

四 証券業務を担当する役員

五 営業所又は事務所以外の場所における証券業務に関する事項

六 証券業務の運営に関する準則

七 その他金融監督庁長官の定める事項

（添付書類）

第六条 銀行等に係る令第十七条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 証券業務を担当する役員の氏名を記載した書面及び当該役員の履歴書

二 証券業務の経理の方針を記載した書面

三 証券業務に関し作成し、及び保存する帳簿書類の種類を記載した書面

（帳簿書類等）

第六条の二 前条第三号に規定する証券業務に関し作成し保存する帳簿書類は、窓口販売業務（法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券について、法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条第二項第一号及び第四号に規定する業務をいう。ただし、同項第一号に規定する業務については、国債証券の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け及び当該国債証券の購入者が継続して所有しているものを当該購入者から買い取る業務に限る。）を行う銀行等については、別表第一に定めるものとする。

2 前条第三号に規定する証券業務に関し作成し保存する帳簿書類は、デ

一 商号又は名称

二 資本の額又は出資の総額

三 主たる営業所又は事務所の所在地

四 事業の種類

五 登録申請者との間の資本関係、人的関係及び最近一年間の取引関係

第九条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、証券業務を担当する取締役又は理事（その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、金融機関に対し取締役又は理事と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び監査役（監事これに準ずる者を含む。）の履歴書とする。

（金融機関登録簿の縦覧）

第十条 財務局長又は福岡財務支局長は、その登録をした金融機関に係る金融機関登録簿を当該登録金融機関の本店の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（認可申請書の添付書類）

第十一条 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け（法第二十九条第一項第二号に規定する有価証券の元引受けをいう。）を営業として行うことに係る認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。

一 当該業務を管理する責任者の氏名及び役職名

イーリング業務（法第六十五条第二項第一号及び第五号に掲げる有価証券について、法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条第二項第一号に規定する業務をいう。）を行う銀行等については、別表第二に定めるものとする。ただし、現先取引（買戻し又は売戻し条件付売買をいう。以下同じ。）及び着地取引（約定日から受渡日までの期間が一月以上となる売買取引をいう。）を行う銀行等については、別表第三に定めるものを併せて作成するものとする。

3 前条第三号に規定する証券業務に関し作成し保存する帳簿書類は、先物取次業務（法第六十五条第二項第一号及び第五号に掲げる有価証券について、法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条第二項第二号に規定する業務をいう。）を行う銀行等については、別表第四に定めるものとする。

4 前条第三号に規定する証券業務に関し作成し保存する帳簿書類は、法第六十五条第二項第二号及び第三号に掲げる有価証券について、法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条第二項第一号及び第三号に規定する業務を行う銀行等については、別表第五に定めるものとする。ただし、現先取引を行う銀行等については、別表第六に定めるものを併せて作成するものとする。

5 前条第三号に規定する証券業務に関し作成し保存する帳簿書類は、法第六十五条第二項第二号から第四号に掲げる有価証券又は業務について、法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条第二項第四号に規定する業務を行う銀行等については、別表第七に定めるものとする。

- 二 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制
 - 三 当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法
 - 四 当該業務に係る損失の危険相当額の限度枠の設定及び適用方法
 - 五 当該業務に係る損失の危険相当額の算定及び限度枠の管理を行う部署の名称及び体制
 - 六 当該業務の執行並びに損失の危険相当額及びその限度枠の適用状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制
 - 七 その他当該業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項
- 2 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、法第六十五条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行うことに係る認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。
- 一 当該業務において行おうとする取引の種類
 - 二 当該業務を管理する責任者の氏名及び役職名
 - 三 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制
 - 四 当該業務に係る顧客との取引開始基準
 - 五 当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法及び算定の頻度（取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標の変動により発生しうる損失の危険、取引の相手方の契約不履行その他理由により発生しうる損失の危険）に記載すること。）
 - 六 当該業務に係る損失の危険相当額の限度枠の設定、適用方法及び取引の種類並びに顧客の属性別の当該限度枠の設定及び適用方法
 - 七 当該業務に係る損失の危険相当額の算定並びにその限度枠の適用を

- 6 第六条第三号の書面については、保存する営業所又は事務所を記載した書面を証券業務の開始の日までに作成し提出するものとする。
 - 7 別表第三及び別表第六に定める帳簿を作成した銀行等は、当該帳簿を三年間保存しなければならない。
 - 8 第二項から第五項に規定する帳簿書類は、投資者保護及び事故防止上特に支障がないと認められる場合には、本店等における集中管理を行うことができる。
- （訳文の添付）
- 第六条の二の二 銀行等が、法、令又はこの省令の規定により金融監督庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができなものは、その訳文を添付しなければならない。
- （認可の審査基準）
- 第六条の二の三 金融監督庁長官又は管轄財務局長等は、法第六十五条の二第二項の認可について、同条第二項において準用する法第三十一条第一項第二号の基準に適合するかどうかの審査を行うに当たつては、次の各号に該当するかどうかを審査しなければならない。
- 一 当該銀行等が、証券業務を公正かつ的確に遂行しうる経営体制であり、経営方針も健全であることが認められること。
 - 二 当該銀行等の役職員が、証券業務に関し十分な経験及び知識を有していることと認められること。
 - 三 当該銀行等において、証券業務に係る専門的知識及び経験を有する者が確保され、これらの者を含めその営もうとする証券業務の適切な遂行に必要な人員が各部門に配置されていると認められること。

行う部署の名称及び体制

八 当該業務に係る損失の危険相当額及びその限度枠の適用の状況について、代表権を有する取締役に報告する頻度

九 当該業務に係る損失の危険相当額の算定の基礎となる資料の作成及び保存の方法

十 当該業務の執行並びに損失の危険相当額及びその限度枠の適用の状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制

十一 法第六十五条の二第四項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第二十九条の四第五号に規定する金融機関以外の登録金融機関にあつては、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第二十九条の四第五号に規定する特定取引勘定（以下「特定取引勘定」という。）に準ずる勘定を設ける能力を有していること。

十二 その他当該業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項

3 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該業務を管理する責任者の履歴書

二 当該業務に関する社内規則

三 当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類

四 法第六十五条の二第四項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第二十九条の四第五号に規定する金融機関にあつては、特定取引勘定につき、内閣総理大臣又は主務大臣の認可を得ていることを証する書面又はその写し

四 当該銀行等において、営業部門の活動を調査するための内部管理体制が確立していると認められること。

五 申請者、当該申請者の役員及び主要株主等の法令遵守状況が良好なものであり、これらの者がその経歴に照らして証券業務の運営に不適切な資質を有するものでないと認められること。

（説明書の交付）

第六条の三 銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用する法第四十七条の二に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 証券会社

二 外国証券会社

三 銀行

四 信託会社

五 保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

六 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

七 信用協同組合、信用協同組合連合会及び業として預金若しくは貯金の受入れ又は共済に関する施設の事業をすることができる農業協同組合連合会

八 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

九 証券投資信託の委託会社

(届出の手続)

第十二条 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第一項及び第三項の規定により届出を行う登録金融機関は、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書に同表下欄に定める書類を添付して、金融監督庁長官等に提出しなければならない。

2 金融監督庁長官等は、登録金融機関からその登録をした財務局長又は福岡財務支局長の管轄する区域を超えて本店の位置を変更したことの届出書を受理した場合においては、当該届出書及び金融機関登録簿のうち当該登録金融機関に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に送付するものとする。

3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長は、当該登録金融機関を金融機関登録簿に登録するものとする。

(変更認可の申請)

第十三条 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第四項の認可を受けようとする登録金融機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融監督庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 変更しようとする認可の種類
- 四 変更の内容
- 五 変更予定年月日
- 六 変更の理由

2 銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用する法第四十七条の二に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、同条各号に掲げる取引（次項において「取引」という。）に伴う危険に関する事項とする。

3 銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用する法第四十七条の二に規定する総理府令・大蔵省令で定める期間は、同条に規定する書面の作成時（当該書面に記載した事項を変更したときにあつては、当該変更後の事項を記載した書面の作成時）から取引に係る契約の締結日までの期間とする。

(取引報告書の記載事項及び省略承認)

第七条 銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用する法第四十八条に規定する取引報告書は、別表第八に定めるところにより作成しなければならない。

2 法第六十五条の二第三項において準用する法第四十八条ただし書の規定に基づく承認申請書の記載事項及び添付書類は別表第九のとおりとする。

3 前項に規定する承認申請書及び添付書類の提出部数は、令第四十条第四項の規定により金融監督庁長官が指定した銀行等（以下この項において「本庁監理金融機関」という。）にあつては正本一通、本庁監理金融機関以外の銀行等にあつては正本一通及びその写しを一通（当該銀行等の本店又は主たる事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合において、当該財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出する場合は二通）とする。

2 前項の認可申請書には、第十一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項（内容に変更がある事項に限る。）を記載した書類を添付しなければならない。

（変更認可の基準）

第十四条 金融監督庁長官等は、法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第四項の規定による変更の認可をしようとするときは、法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の四（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

（説明書の交付）

第十五条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 証券会社
- 二 外国証券会社
- 三 銀行
- 四 信託会社
- 五 保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 七 信用協同組合、信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）及び業として貯金の受入れ又は共済に関する施設の事業をすることができる農業協同組合連合会

4 第二項に規定する承認申請書及び添付書類の提出先については、第三条第二項に定めるところに準ずるものとする。

（適用除外行為）

第七条の二 銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用する法第五十条第一項ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、同条第一項第三号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む者から売買の別（銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第五十条第一項第三号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。）及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格（銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第五十条第一項第三号に規定する価格をいう。以下この条において同じ。）については銀行等が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

イ 当該銀行等が、外国の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人その他の団体（以下「外国子会社」という。）

ロ 当該銀行等が、外国の法人その他の団体に発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法人その他の団体（以下「外国親会社」という。）

八 業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者

十 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人及び同条第二十項に規定する外国証券投資法人

十一 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する投資顧問業者（同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務を営む者に限る。）

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条各号に掲げる取引（次項において「取引」という。）に係る損失の危険に関する事項及び顧客の注意を喚起すべき事項とする。

3 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条に規定する総理府令・大蔵省令で定める期間は、取引に係る契約の締結前一年間とする。ただし、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条に規定する書面を交付した日以後一年以内に取引を行った場合には、当該取引に係る契約の締結をもって当該書面を交付したものとみなして本文の規定を適用する。

（説明書の交付を必要とする取引）

第十六条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める有価証券の売買その他の取引は、

八 当該銀行等の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である顧客から売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で銀行等が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

三 顧客から売買の別、銘柄、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意を得た上で、他方については銀行等が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

四 顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、銀行等がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面により締結する行為

2 前項第一号において、当該銀行等及びその外国子会社又は当該銀行等

法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券の私募の取扱い（登録金融機関が取り扱えるものに限る。）とする。

（取引報告書の記載事項等）

第十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第二に定めるところにより作成しなければならない。

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 累積投資契約（登録金融機関が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定められた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約で、次のイからホまでに掲げる要件にすべて該当する契約をいう。）による買付けの場合であつて、当該累積投資契約により買付けした顧客に対し当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、当該顧客からの個別の取引に関する照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているもの

イ 有価証券の買付けの方法として、当該有価証券の種類及び買付けのための預り金の充当方法を定めていること。

ロ 預り金の管理の方法として、顧客からの払込金及び顧客が寄託している有価証券の果実並びに償還金の受入れに基づいて発生した登録金融機関の預り金を累積投資預り金として他の預り金と区分して経理することを定めていること。

ハ 他の顧客又は当該登録金融機関と共同で買付けける場合には、顧客が買付けした有価証券につき回記号及び番号が特定されたときに

の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該銀行等の外国子会社とみなし、当該銀行等の外国親会社、外国の他の法人その他の団体に発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該銀行等の外国親会社とみなす。

3 前二項の規定は、法第六十五条第二項第五号ロ及びへに掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）各号に掲げる契約を締結しようとする銀行等は、当該契約に基づいて行う法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買又は同項第五号イからへまでに掲げる取引（以下「法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買等」という。）が投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業務の信用を失墜させることのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

（禁止行為）

第八条 銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用する法第五十条第一項第六号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買

共有が終了し、当該顧客に当該有価証券の所有権が移転することを定めていること。

二 有価証券の保管の方法として、預託を受けた有価証券（当該登録金融機関と顧客が共有しているものに限る。）が他の有価証券と分別して管理されるものであること。

ホ 顧客から申し出があつたときには解約するものであること。

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ 有価証券店頭デリバティブ取引（法第六十五条第二項第七号に掲げる取引をいう。）

ロ 債券等（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券のうち法第二十一条第五号の三及び第十号に掲げる有価証券並びに法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券のうち政令で定める有価証券（令第十七条の二第三項に掲げる有価証券のうち法第二十一条第九号に掲げる有価証券であつて令第十七条の二第二項第一号に掲げる有価証券（法第二十一条第五号の三に掲げる有価証券に係るものに限る。）に準ずるものとして令第十七条の二第二項第二号及び第三号に規定する有価証券を定める命令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第二条に規定するものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）の買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているものをいう。）

ハ 債券等の売戻条件付売買（債券等に係る売戻条件付売買であつて

その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為（次条を除き、以下「法第六十五条第二項の取引」という。）に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 法第六十五条第二項の取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

三 法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち特定の銘柄のもの又は同項第五号に掲げる取引に係る外国国債証券、有価証券指数（これと類似の指数で外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。）若しくはオプション（これと類似の権利で外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。）について、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買等若しくはその委託をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買等の受託をする行為

四 銀行等の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買等をする行為

五 専ら現に保有している法第六十五条第二項第一号から第三号までに

、売戻価格があらかじめ定められているものをいう。）

二 債券等の売買のうち約定日から受渡日までの期間が一月以上となる取引

ホ 当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引

（適用除外行為）

第十八条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む者から売買の別（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。）及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項第五号に規定する価格をいう。以下この条において同じ。）については登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

イ 当該登録金融機関が、外国の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国子会社」という。）

掲げる有価証券のうち特定の銘柄のものの売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券の買付け又はその委託を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為

六 信用の供与の条件として、法第六十五条第二項の取引をする行為（第二号に掲げる行為によつてするものを除く。）

（事故）

第八条の二 銀行等に係る法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、法第六十五条第二項の取引（銀行等に係る法第六十五条の二第四項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第五十条の三第一項第一号に規定する法第六十五条第二項の取引をいう。以下この条において同じ。）につき、銀行等の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該銀行等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により法第六十五条第二項の取引を行うこと

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により法第六十五条第二項の取引を行うこと

三 次のイからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること

イ 有価証券等（銀行等に係る法第六十五条の二第四項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第五十条の三第一項第一号に規定する有価証券等をいう。）の性格

ロ 当該登録金融機関が、外国の法人その他の団体に発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国親会社」という。）

ハ 当該登録金融機関の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 ハに規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である顧客から売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については時差を考慮して必要なる幅を持たせた同意の範囲内で登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

三 顧客から売買の別、銘柄、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意を得た上で、他方については登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

四 顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に

ロ 取引の条件

ハ 法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の価格若しくは国債証券等（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券をいう。以下同じ。）及び外国国債証券のオプションの対価の額の騰貴若しくは下落又は法第六十五条第二項第五号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るもの（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。）の約定指数、現実指数、約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること
五 その他法令に違反する行為を行うこと

（財務局長等の確認が不要の場合）

第八条の三 銀行等に係る法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三第三項ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解（民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第三百五十六条に定めるものを除く。）が成立している場合

三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 銀行等の代表者等が前条第四号に規定する行為により顧客に損失を

従った処理により決定され、登録金融機関がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面により締結する行為

五 当該登録金融機関の役員及び使用人の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）から、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については当該登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

2 前項第一号において、当該登録金融機関及びその外国子会社又は当該登録金融機関の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該登録金融機関の外国子会社とみなし、当該登録金融機関の外国親会社、外国の他の法人その他の団体に発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該登録金融機関の外国親会社とみなす。

3 前二項の規定は、法第六十五条第二項第六号ロ及びへに掲げる取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）各号に掲げる契約を締結しようとする登録金融機関は、当該契約に基づいて行う法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号に掲げる取引及び同項第七号に掲げる取引（以下「法第六十五条第二項の売買等」という。）が投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券

及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合

2 銀行等は、前項第四号の規定に該当する場合について、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第八条の五に定める事項について、財務局長等に報告しなければならない。

（財務局長等への確認申請手続）

第八条の四 銀行等に係る法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類の正本一通並びにその写し一通を財務局長等に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第八条の五 銀行等に係る法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行等の商号又は名称及び所在地並びに代表者の氏名
- 二 事故となる行為に係った代表者等の氏名又は部署の名称
- 三 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）
- 四 事故の概要
- 五 提供しようとする財産上の利益の額

業務の信用を失墜させることのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

（取引一任勘定取引に係る売買の別）

第十九条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るもの 現実指数又は現実数値（それぞれ法第二条第十四項に規定する現実指数又は現実数値をいう。以下同じ。）が約定指数又は約定数値（それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。以下同じ。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

二 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの 店頭現実指数又は店頭現実数値（それぞれ法第二条第十八項に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。以下同じ。）が店頭約定指数又は店頭約定数値（それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。以下同じ。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

三 法第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭オプション取引に係るもの オプションを付与する立場の当事者

六 その他金融監督庁長官の定める事項

（確認申請書の添付書類）

第八条の六 銀行等に係る法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類。ただし、当該確認申請書が銀行等に係る法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。

二 その他参考になる資料
（事故報告等）

第八条の六の二 銀行等は、証券業務に関し、その役職員に法令及び諸規則に反する行為のあったことを知った場合は、直ちにその旨を財務局長等に報告するとともに、遅滞なく事故等の詳細について届け出なければならない。ただし、第八条の二第二号から第四号に規定する行為が過失に基づく場合には、当該報告及び届出を省略することができる。

2 銀行等は、前項の届出をした事故の処理の終了後、事故の処理状況及び今後の措置を記載した事故顛末報告書を様式第一号により作成し、提出しなければならない。

3 第一項の届出に係る届出書及び前項に定める報告書の提出先については、第三条第二項に定めるところに準ずるものとする。

（事故確認等）

第八条の六の三 第八条の四の規定に基づく確認申請書は、様式第二号に

となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

四 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数（法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）の数値又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別（当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。）

（取引一任勘定取引に係る価格）

第二十条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する価格に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るもの 約定指数又は約定数値
- 二 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの 店頭約定指数又は店頭約定数値
- 三 法第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭オプション取引に係るもの オプションの対価の額

より作成しなければならない。

2 前項の確認申請書の提出先は、確認申請に係る事故の発生した銀行等の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長とする。

3 銀行等は、財務局長等の確認を受けた後速やかに、確認済の申請書の写しを、第三条第二項に定めるところに準じて提出するものとする。

（事務処理上の過誤報告等）

第八条の六の四 第八条の三第二項の規定に基づく報告は、様式第三号により作成しなければならない。

2 前項に定める報告書の提出先については、第三条第二項に定めるところに準ずるものとする。

3 銀行等は、その行う証券業務に関して銀行等が訴訟当事者となつたときは次の各号に掲げる事項を、その訴訟が終結したときは、遅滞なくその旨と判決の概要を報告しなければならない。

- 一 訴訟当事者（原告又は被告）の住所及び氏名又は名称
- 二 訴訟提起年月日
- 三 管轄裁判所名
- 四 事件の内容

4 前項の報告に係る報告書の提出先については、第三条第二項に定めるところに準ずるものとする。

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第八条の七 銀行等に係る法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、

四 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの 当該スワップ取引の約定した期間における変化率を算出するためにあらかじめ約定した有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格

(禁止行為)

第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買(有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。)その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る同号に定める行為又は同項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為(次条を除き、以下「法第六十五条第二項の取引」という。)に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 法第六十五条第二項の取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

三 法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定の銘柄のもの又は同項第六号に掲げる取引に係る外国国債証券、有価証券指数(これと類似の指数で外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。)若しくはオプション(これと類似の権利で外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。)について

次に掲げるものとする。

一 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、ひんばんに顧客の計算において国債証券等に係る有価証券先物取引及び法第六十五条第二項第五号に掲げる取引(以下「国債証券等に係る有価証券先物取引等」という。)をしている場合

二 不特定かつ多数の投資者を勧誘して国債証券等に係る有価証券先物取引等について委任を受けている者(法令に準拠して証券取引行為(法第二条第八項各号に掲げる行為をいう。)を行う者を除く。)から、当該投資者の計算において行う取引であることを知りながら、あらかじめ当該投資者の意思を確認することなく国債証券等に係る有価証券先物取引等の受託をしている場合

三 国債証券等に係る有価証券先物取引等の受託が、法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分又は法第六十五条の二第一項の認可に付した条件に違反した場合

四 法第六十五条第二項第五号に掲げる取引の委託について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがある場合

(証券取引責任準備金)

第八条の八 銀行等に係る法第六十五条の二第五項において準用する法第五十九条第一項の規定により積み立てる金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイ及びロに掲げる金額の合計額

、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号に掲げる取引又は上場有価証券店頭指数等（法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券店頭指数等をいう。）若しくは店頭売買有価証券店頭指数等（同条第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。）に係る法第六十五条第二項第七号に掲げる取引をいう。以下この号において同じ。）若しくはその委託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込みをいう。以下同じ。）をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等（委託等を受けることをいう。以下同じ。）をする行為

四 登録金融機関の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の法第六十五条第二項の売買等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として法第六十五条第二項の売買等をする行為

五 専ら現に保有している法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券の買付け又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為

六 信用の供与の条件として、法第六十五条第二項の取引をする行為（第二号に掲げる行為によってするものを除く。）

（事故）

第二十二條 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二

イ 各営業年度又は各事業年度において受託をした国債証券等及び外国国債証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ロ 各営業年度又は各事業年度において受託をした国債証券等及び外国国債証券に係る有価証券オプション取引（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

二 次のイ及びロに掲げる金額の合計額から八に掲げる金額を控除した金額

イ 各営業年度又は各事業年度及び当該営業年度開始の日又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度又は各事業年度のうち受託をした国債証券等及び外国国債証券に係る有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い営業年度又は事業年度における当該金額の万分の〇・〇〇六四に相当する金額

ロ 各営業年度又は各事業年度及び当該営業年度開始の日又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度又は各事業年度のうち受託をした国債証券等及び外国国債証券に係る有価証券オプション取引の対価の額の合計額の最も高い営業年度又は事業年度における当該金額の万分の一・二に相当する金額

ハ 既に積み立てられた証券取引責任準備金の金額（銀行等に係る法

第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、法第六十五条第二項の取引（法第六十五条の二第六項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項第一号に規定する第六十五条第二項の取引をいう。以下この条において同じ。）につき、登録金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該登録金融機関の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの（以下「事故」という。）とする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により法第六十五条第二項の取引を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により法第六十五条第二項の取引を行うこと。

三 次のイからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 有価証券等（法第六十五条の二第六項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券等をいう。）の性格

ロ 取引の条件

ハ 法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の価格若しくは同項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプシヨン取引若しくは同項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭オプシヨン取引に係るオプシヨンの対価の額の騰貴若しくは下落、同項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係る

第六十五条の二第五項において準用する法第五十九条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）（外務員登録原簿の記載事項）

第八条の九 銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用する法第六十二条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録申請者の商号又は名称

二 外務員についての次に掲げる事項

イ 住所

ロ 所属する営業所又は事務所の名称

ハ 役員又は使用人の別

二 銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用する法第六十

四条の三第一項の規定により職務の停止を命ぜられたときは、その処分の日、理由及び期間

（登録申請書の様式）

第八条の十 銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用する法第六十二条第三項の登録申請書は、様式第四号により作成しなければならない。

（登録申請書の添付書類）

第八条の十一 銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用する法第六十二条第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、登録申請に係る外務員が銀行等に係る法第六十五条の二第三項において準用する法第六十三条第一項各号のいずれかに該当しない者であることを当

ものの約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものの店頭約定指数若しくは店頭現実指数又は店頭約定数値若しくは店頭現実数値の上昇若しくは低下又は同号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るものの当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数の数値の上昇若しくは低下若しくは当該スワップ取引に係る有価証券の価格の騰貴若しくは下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 その他法令に違反する行為を行うこと。
(事故の確認が不要の場合)

第二十三条 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条に定めるものを除く。）が成立している場合

三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 証券業協会のあつせん（法第七十九条の十六の二第一項に規定するあつせんをいう。）による和解が成立している場合

該外務員及び登録申請者が誓約する書面とする。

（累積投資業務の承認）

第八条の十一の二 銀行等は、法第六十六条の五に規定する業務のうち、顧客からあらかじめ金銭を預かり、当該金銭を対価として有価証券を売り付ける業務（以下「累積投資業務」という。）につき法第六十六条の五の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 承認に係る業務の方法を記載した業務方法書

二 銀行等と顧客が取り交わす契約約款

三 当該業務に係る事務手続を記載した書類

四 当該業務に使用する帳票類

2 前項に掲げる書類の提出部数及び提出先については、第三条第二項に定めるところに準ずるものとする。

3 金融監督庁長官又は財務局長等は、第一項の承認の審査を行うに当たっては、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 法令の遵守状況が良好であると認められること。

二 業務を適正に遂行するための体制が整備されていると認められること。

（届出事項）

第九条 認可を受けた銀行等は、次に掲げる場合に該当するときは、その旨を金融監督庁長官又は財務局長等に届け出なければならない。

一 商号又は名称の変更をしようとするとき。

五 登録金融機関の代表者等が前条第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合

2 登録金融機関は、前項第五号の規定に該当する場合の事故について、当該事故の発生した本店又はその他の営業所若しくは事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第二十五条に定める事項について別紙様式第二号により作成し、当該財務局長又は福岡財務支局長に報告しなければならない。

(事故の確認申請手続)

第二十四条 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類の正本一通並びにその写し一通を事故の発生した本店又はその他の営業所若しくは事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

第二十五条 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録金融機関の商号又は名称、所在地及び代表者の氏名
- 二 事故となる行為に係じた代表者等の氏名又は部署の名称

二 証券業務の廃止をしようとするとき（認可に係る業務の一部の種類
の廃止を含む。）。

三 解散の決議をしようとするとき。

四 営業所又は事務所における証券業務の開始をしたとき。

五 営業所又は事務所における証券業務の休止又は再開をしたとき。

六 営業所又は事務所の追加をしようとするとき。

七 営業所又は事務所の位置変更をしようとするとき（増改築その他のやむを得ない理由による営業所等の一時的な位置変更の場合を除く。）。

八 営業所又は事務所の名称の変更をしたとき。

九 営業所又は事務所の住居表示の変更をしたとき。

十 証券業務担当役員の役名の変更をしたとき。

十一 帳簿書類の種類を記載した書面の内容の変更をしようとするとき。

十二 証券業務の経理の方針を記載した書面の内容の変更をしようとするとき。

十三 帳簿書類を作成し、保存する営業所又は事務所の別を記載した書面の内容の変更をしようとするとき。

2 認可を受けた銀行等は、前項の届出に係る別表第十上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を提出しなければならない。

3 前項に定める書類の提出先は、第三条第二項に定めるところに準ずるものとする。

三 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、名称、事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

（確認申請書の添付書類）

第二十六条 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類（当該確認申請書が金融機関に係る法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。）

二 その他参考になる資料

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第二十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、頻繁に顧客の計算において法第六十五条第二項の売買等をしている状況

二 不特定かつ多数の投資者を勧誘して法第六十五条第二項の売買等について委任を受けている者（法令に準拠して証券取引行為（法第二条第八項各号に掲げる行為をいう。）を行う者を除く。）から当該投資者の計算において行う取引であることを知りながら、あらかじめ当

（業務報告書）

第十条 認可を受けた銀行等は、営業年度又は事業年度ごとに、別表第十一上欄に掲げる認可の種類に応じ、同表下欄に定める様式により証券業務及び当該証券業務に係る財産の状況について記載した報告書を毎営業年度又は毎事業年度経過後二月以内に作成し、これを金融監督庁長官又は財務局長等に提出しなければならない。

2 前項に掲げるもののほか、認可を受けた銀行等は、別表第十二上欄に掲げる認可の種類に応じ、同表中欄に定める様式により、同表下欄に定める時期ごとに定期報告書を作成しなければならない。

3 前二項に掲げる報告書の提出先については、第三条第二項に定めるところに準ずるものとする。

（仲介申立書の提出先）

第十一条 銀行等に係る法第六十五条の二第五項において準用する法第七十三条の規定による書面は、当該書面による申立てに係る争いの相手方の住所地（当該相手方が銀行等である場合において、当該争いが当該銀行等の支店その他の営業所又は事務所に係るものであるときは、当該営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（その住所地が、福岡財務支局の管轄区域にあるときは福岡財務支局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面を財務局長に提出するときは、当該書面による申立てに係る争いの相手方の住所地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合には当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

該投資者の意思を確認することなく法第六十五条第二項の売買等の受託をしている状況

三 第四十六条に規定する業務の運営に必要な帳簿を作成せず又は保存していない状況

(分別保管)

第二十八条 証券会社の分別保管に関する命令(平成十年総理府令・大蔵省令第三十六号。以下「分別保管命令」という。)第一条、第二条、第三条、第四条第一項及び第二項並びに第五条(第三号及び第十一号を除く。)の規定は、それぞれ法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める有価証券、同項に規定する総理府令・大蔵省令で定める方法、同条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める金銭又は有価証券、同項に規定する顧客分別金の額及び同条第三項に規定する信託について準用する。この場合において、分別保管命令第三条第一号中「金銭(信用取引(法第一百五十六条の三第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。))に係る有価証券の売付代金であつて、当該信用取引につき証券会社が当該顧客に供与した信用に係る債権の担保に供されているものを除く。))」とあるのは、「金銭」と、分別保管命令第五条第四号口中「金融機関」とあるのは「金融機関(自己を除く。))」と、同条第十二号中「信託管理人である投資者保護基金」とあるのは「信託管理人」と、「当該投資者保護基金」とあるのは「当該信託管理人」と読み替えるものとする。

(同意書の記載事項)

第二十九条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条の二

(標準処理期間)

第十二条 金融監督庁長官又は財務局長等は、法第六十五条の二第一項の認可、同条第四項において準用する法第五十条の三第三項ただし書の確認並びに法第六十五条の二第五項において準用する法第五十九条第二項ただし書及び法第六十六条の五の承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。ただし、当該期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

に規定する書面は、別表第三に定めるところにより作成しなければならない。

（営業報告書の提出）

第三十条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第一項の規定により登録金融機関が提出する営業報告書は、別表第四上欄に掲げる証券業務の種類に応じ、同表下欄に定める様式により作成しなければならない。

（業務又は財産の状況に関する報告書の提出）

第三十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第二項の規定により登録金融機関は、別表第五上欄に掲げる証券業務の種類に応じ、同表中欄に定める様式により作成し、同表下欄に定める提出期限までにこれを金融監督庁長官等に提出しなければならない。

（証券取引責任準備金）

第三十二条 法第六十五条の二第七項において準用する法第五十一条第一項の規定により積み立てる金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ 各営業年度又は各事業年度において受託をした国債証券等及び外国国債証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ロ 当該営業年度又は当該事業年度において受託をした国債証券等及

び外国国債証券に係る有価証券オプション取引（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）

の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

二 次のイ及びロに掲げる金額の合計額から八に掲げる金額を控除した金額

イ 各営業年度又は各事業年度及び当該営業年度開始の日又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度又は各事業年度のうち受託をした国債証券等及び外国国債証券に係る有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い営業年度又は事業年度における当該金額の万分の〇・〇〇六四に相当する金額

ロ 当該営業年度又は当該事業年度及び当該営業年度開始の日又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度又は各事業年度のうち受託をした国債証券等及び外国国債証券に係る有価証券オプション取引の対価の額の合計額の最も高い営業年度又は事業年度における当該金額の万分の一・二に相当する金額

ハ 既に積み立てられた証券取引責任準備金の金額（法第六十五条の二第七項において準用する法第五十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

（証券取引責任準備金の使用の承認）

第三十三条 登録金融機関が、営業年度又は事業年度終了の日に既に積み立てられている証券取引責任準備金のうち前条第二号イ及びロに掲げる金額の合計額を超える部分に係る金額を取りくずすときは、法第六十五

条の二第七項において準用する法第五十一条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

(届出事項)

第三十四条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四第六号(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)又は第七号の規定に該当することとなった場合

二 破産、和議開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知った場合

三 定款を変更した場合

四 当該登録金融機関を子会社(法第五十九条第一項に規定する子会社をいう。)とする持株会社の異動があつた場合

五 役員に法令又は諸規則に反する行為(以下「事故等」という。)があつたことを知つた場合(事故等が第二十二条第二号から第四号までに規定する行為であつて過失による場合は除く。次号において同じ。)

六 前号の事故等の詳細が判明した場合

七 証券業務に関して訴訟の当事者となつた場合又は当該訴訟が終結した場合

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項の規定による届出を行う登録金融機関は、別表第六上欄に掲げる区分により、

同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融監督庁長官等に提出しなければならない。

(廃業等の届出)

第三十五条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十五条第一項の規定により届出を行う者は、別表第七上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融監督庁長官等に提出しなければならない。

(廃業等の公告等)

第三十六条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十五条第三項の規定による公告は、官報又は法第二十七条の三第一項に規定する日刊新聞紙により行うものとする。

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十五条第三項の規定による公告並びに営業所及び事務所での掲示には、同条第五項に規定する顧客取引の結了の方法並びに証券業務に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当該登録金融機関が占有する財産の返還の方法を示すものとする。

3 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十五条第四項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 商号又は名称

二 登録年月日及び登録番号

三 該当事由

四 該当事由の発生予定年月日

4 前項の届出書には、第二項に規定する方法を記載した書面を添付する

ものとする。

(監督上の処分の公告)

第三十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十六条の四第一項の規定による監督上の処分の公告は、官報によるものとする。

(外務員登録原簿の記載事項)

第三十八条 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録申請者の商号又は名称

二 外務員についての次に掲げる事項

イ 住所

ロ 所属する営業所又は事務所の名称

ハ 役員又は使用人の別

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の五第一項の規定により職務の停止を命ぜられたときは、その処分の日、理由及び期間

(外務員登録原簿を備える場所)

第三十九条 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める場所は、財務局又は福岡財務支局（法第六十四条の七第一項の規定により、当該登録事務を証券業協会に行わせることとする登録金融機関の外務員に係る登録原簿については、当該証券業協会）とする。

(登録申請書の様式)

第四十条 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第三項に規定する登録申請書は、別紙様式第十五号により作成しなければならない。

（登録申請書の添付書類）

第四十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、登録を受けようとする外務員に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに登録申請に係る外務員が法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の二第一項各号の一に該当しない者であることを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面とする。

（外務員に関する届出の手續）

第四十二条 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の四第一号の規定による届出を行う登録金融機関は、別紙様式第十六号による変更届出書を作成し、これを財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定による届出を行う登録金融機関は、別表第八上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書に同表下欄に定める添付書類を添付して、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

（外務員が退職する際の届出）

第四十三条 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の四第三号により届出を行おうとする登録金融機関は、当該外務員に法第六

十五条の二第五項において準用する法第六十四条の五第一項第二号に該当する事実がある場合には、当該届出の前に法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項の規定に基づき、当該事実の詳細を記載した書面を財務局長又は福岡財務支局長に届け出なければならない。

（登録手数料の額）

第四十四条 令第十七条に規定する総理府令・大蔵省令で定める額は、千円とする。

（登録金融機関の有価証券店頭デリバティブ取引に係る認可の条件）

第四十五条 法第六十五条の二第九項に規定する総理府令・大蔵省令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第六十五条の二第四項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第二十九条の四第五号に規定する登録金融機関にあつては、営業として株券関連店頭デリバティブ取引（株券の価格又は株価指数（株券の価格に基づき算出される指数をいう。）の変動によりその時価が変動する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該取引を特定取引勘定において経理すること。

二 前号に規定する登録金融機関以外の登録金融機関にあつては、営業として株券関連店頭デリバティブ取引を行う場合には、当該取引を特定取引勘定に準ずる勘定において経理すること。

三 前二号の規定にかかわらず、営業として株券関連店頭デリバティブ取引を行う登録金融機関は、次に掲げる条件に該当する株券関連店頭

デリバティブ取引のみを特定取引勘定（前号に規定する登録金融機関にあつては、特定取引勘定に準ずる勘定）以外の勘定において経理することができること。

イ 当該取引の相手方が、法第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可を受けた証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第七条第一項第一号に掲げる業務の認可を受けた外国証券会社又は法第六十五条第二項第七号に掲げる取引について同号に定める行為を営業として行うことに係る法第六十五条の二第三項の認可を受けた登録金融機関（ロにおいて「認可証券会社等」という。）であること。

ロ 当該取引の相手方となる認可証券会社等が、当該取引を特定取引勘定（当該認可証券会社等が外国証券会社である場合には、特定取引勘定と同種類の勘定）において経理すること。

四 登録金融機関は、営業として株券関連店頭デリバティブ取引を行った場合には、当該取引に係る株券の価格又は株価指数の変動により生じ得る損失を有効に減少させるための取引（特定取引勘定において経理するものに限る。）を直ちに行うことにより、当該株券関連店頭デリバティブ取引に係る株券の価格又は株価指数の変動により生じ得る特定取引勘定における損失の額を可能な限り抑制するものとする。

（業務に関する帳簿の作成等）

第四十六条 登録金融機関（令第一条の九第四号に規定する者であつて、法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券に係る法第二条

第八項第一号の行為のみを行う者を除く。）は次の各号に掲げる業務について当該各号に定める帳簿を作成し、保存しなければならない。

一 窓口販売業務（法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券に係る法第二条第八項第一号及び第六号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、同項第一号に掲げる行為を行う業務については、国債証券等（法第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下同じ。）の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け及び登録金融機関の募集の取扱い又は売付けにより国債証券等を購入した者が継続して所有している国債証券等を当該登録金融機関が当該購入者から買い取る業務並びに登録金融機関の募集の取扱いにより受益証券等（同項第四号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）を購入した者が継続して所有している受益証券等を当該登録金融機関が当該購入者から買い取る業務に限る。） 別表第九に定める帳簿

二 デイリング業務（法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券及び第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務をいう。） 別表第十に定める帳簿（法第六十五条第二項第七号に定める行為を行う業務を含む。）（現先取引（買戻又は売戻条件付売買をいう。以下同じ。）及び着地取引（約定日から受渡日までの期間が一月以上となる取引をいう。）を行う登録金融機関にあつては、別表第十一に定める帳簿を併せて作成し、保存しなければならない。）。

三 先物取次業務（法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券及び第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行

為を行う業務をいう。） 別表第十二に定める帳簿（法第六十五条第二項第七号に定める行為を行う業務を含む。）

四 法第六十五条第二項第二号及び第三号に掲げる有価証券に係る同項第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務（法第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務を除く。） 別表第十三に定める帳簿（現先取引を行う登録金融機関にあつては、別表第十四に定める帳簿を併せて作成し、保存しなければならない。）

五 法第六十五条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる有価証券に係る法第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務 別表第十五に定める帳簿

2 別表第十一及び別表第十四に掲げる帳簿を作成した登録金融機関は、当該帳簿を三年間保存しなければならない。

3 登録金融機関は、金融監督庁長官等の承認を受けた場合には、第一項各号に規定する帳簿の全部若しくは一部を作成せず、又はその記載の一部を省略することができる。

4 前項の規定による帳簿の省略等の承認を受けようとする登録金融機関は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に別紙様式第十七号により作成した帳簿書類省略等状況表を添付して、金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 登録年月日及び登録番号

三 省略等をしよとする営業所又は事務所の名称及び所在地

四 省略等の内容

五 省略等をしようとする年月日

六 省略等の理由

5 第一項第一号から第五号までに掲げる帳簿は、投資者保護及び事故の防止上特に支障がないと認められる場合には、当該登録金融機関の営業所又は事務所について、当該営業所又は事務所を統括する本店又はその他の営業所若しくは事務所（以下この条において「本店等」という。）において集中して管理することができる。

6 第三項の規定にかかわらず、登録金融機関は、そのすべての営業所又は事務所について同項の規定による承認を受けている場合は当該登録金融機関が新たに設置する営業所又は事務所（本店を除く。）における当該承認を受けている帳簿（別表第九上欄の四及び五、別表第十上欄の三及び七、別表第十二上欄の三及び五並びに別表第十三上欄の三及び七に掲げる帳簿に限る。）を省略することができる。

7 登録金融機関は、前項の規定による帳簿の省略をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に別紙様式第十七号により作成した帳簿書類省略等状況表を添付して、金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 登録年月日及び登録番号

三 省略をした営業所又は事務所の名称及び所在地

四 省略等の内容

五 省略等をした年月日

六 省略等の理由

（参考人等に支給する旅費その他の費用）

第四十七条 法第九十一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の三級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

2 鑑定人には、金融監督庁長官等が必要と認める場合においては、前項の規定による旅費のほか、相当な費用を支給することができる。
（申請書等の提出先等）

第四十八条 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第一項の認可申請書、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第一項の営業報告書その他この命令の規定により登録金融機関が金融監督庁長官等に提出する書類（第三項において「申請書等」という。）の提出先は、令第四十条第二項の規定により金融監督庁長官が指定する登録金融機関にあつては金融監督庁長官、その他の登録金融機関にあつては、当該登録金融機関が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長とする。

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第三項の登録申請書並びに第四十二条及び第四十三条の規定による届出書の提出先は、登録を受けようとする者又は現に登録を受けている外務員の所属する登録金融機関の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（法第六十四条の七第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合の提出先は、当該証券業協会）とする

3 登録金融機関が申請書を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該登録金融機関の本店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該登録金融機関は、当該申請書等及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

4 第三十五条に規定する届出書の提出先については、第一項及び前項に定めるところに準ずるものとする。

(標準処理期間)

第四十九条 金融監督庁長官等は、次の各号に掲げる登録又は認可若しくは承認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可 二月

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第四項の認可、法第六十五条の二第五項において準用する法第六十一条第三項及び第四項の承認並びに法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の確認 一月

2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則

第一条 この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「金融システム改革法」という。）の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

第二条 この命令の施行の日前五年以内に金融システム改革法第一条の規定による改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）第六十五条の二第一項ただし書の規定により旧法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券に係る旧法第二条第八項第四号に掲げる行為（売出しの目的をもつて行うものを除く。以下「国債証券等の引受け」という。）を行つた銀行、信託会社その他金融システム改革法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による改正前の証券取引法施行令第一条の二に規定する金融機関が金融システム改革法第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第六十五条の二第三項の規定に基づき新法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券につき新法第二十九条第一項第二号に掲げる業務（売出しの目的をもつて行うものを除く。）を営むことに係る認可申請にあつては、新法第六十五条の二第四項において準用する新法第二十九条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものはこの命令による改正後の金融機関の証券業務に関する命令（以下「新金融機関命令」という。）第十一条第一項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

- 一 当該業務を管理する責任者の氏名及び役職名
- 二 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制

2 前項に掲げる認可申請を行う登録金融機関にあつては、新法第六十五

条の二第四項において準用する新法第二十九条の三第二項に規定する総
理府令・大蔵省令で定める書類は、新金融機関命令第十一条第三項の規
定にかかわらず、この命令の施行の日前五年以内に国債証券等の引受け
を行ったことを示す書類とする。

3 第一項の認可申請に係る認可をする場合には、新法第六十五条第二項
第一号に掲げる有価証券についての新法第二十九条第一項第二号に掲げ
る業務（売出しの目的をもって行うものを除く。）に限る旨の条件を付
してするものとする。

第三条 この命令の施行前に旧法第六十五条の二第三項において準用する
旧法第四十七条の二に規定する書面を交付している場合には、当該書面
を交付した日において新法第六十五条の二第五項において準用する新法
第四十条に規定する書面を交付したものとみなし、新金融機関命令第十
五条第三項本文の規定を適用する。

第四条 短資業者の証券業務に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第二十
四号）は、平成十年十一月三十日を限り廃止する。